**平成２２年（フ）第４２４１号**
東京都調布市深大寺東町４丁目８―40
債務者　金井　リサ
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２４４号**
東京都練馬区谷原２丁目13―４―102
債務者　川島　直也
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２４５号**
東京都国分寺市東戸倉１丁目10―９―101
債務者　長谷川賢二
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２４８号**
東京都杉並区高円寺南４丁目８―７―402
債務者　塙　　崇之
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２４９号**
東京都大田区大森東５丁目19―８―302
債務者　紺多　和代（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２５３号**
千葉県柏市光ケ丘団地４―10―303
債務者　浜崎真由美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２５４号**
東京都日野市東平山１丁目７―12―1959
債務者　臼井　道子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２５５号**
東京都調布市下石原１丁目13―６―103
債務者　渡瀬　善道
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２６１号**
東京都大田区池上６丁目20―８―105
債務者　吉永　友乙
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２６３号**
東京都板橋区東新町２丁目50―11
債務者　小川　佳美（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２６８号**
東京都足立区保塚町14―15　古庄方
債務者　大倉　茂則
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２８１号**
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18　県営住宅４―201
債務者　石山　嬉子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２９２号**
埼玉県北埼玉郡騎西町大字外川54―189
債務者　栗城　秀和
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２９３号**
東京都北区王子本町３丁目３－６―209
債務者　荒木　照美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２９６号**
東京都大田区蒲田１丁目24―12　第三幸荘35
債務者　今村　秀隆
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４２９８号**
東京都台東区三ノ輪１丁目15―７―201
債務者　佐藤ひろみ（旧姓竹松）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部